

情報提供日	2026年(令和8年)4月17日
問い合わせ先	総務局職員室
	078-918-5006 (内線2420)

## 職員の処分について

以下のとおり、処分発令を行いましたので、お知らせします。

### 1 事案の概要

当該職員は、令和7年7月から令和8年2月までの間、市役所駐車場において臨時警備員として出庫補助をした際、駐車場利用者から預かった現金を精算機に投入せず、不正に入手した駐車サービス券を使用して車を出庫させることを繰り返し、駐車料金を横領したものの。

なお、横領額については調査の結果、108,500円と認定され、令和8年3月23日に、本人が全額市に納付している。

### 2 処分対象者及び内容

対象者	処分
総務局 会計年度任用職員 (現64歳)	免職 (退職手当不支給)
総務局 課長 (部下の監督責任) (現53歳)	厳重注意

### 3 処分発令日

令和8年4月17日